

第 1 回

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会会議録

平成23年12月27日 開会

平成23年12月27日 閉会

第 1 回

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会

平成23年12月27日

第1回 市川三郷町・富士川町新病院設置協議会

平成23年12月27日(火)
午後 7時00分開議
市川三郷町役場大会議室

- 1 開会
- 2 市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約について
- 3 会長、副会長の選任について
- 4 協議会委員委嘱状交付および紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 協議会設置に至る経緯について
- 7 議事
 - (1) 協議会会議運営規程(案)について
 - (2) 協議会委員等の費用弁償等に関する規程(案)について
 - (3) 協議会会議傍聴規程(案)について
 - (4) 協議会事務局規程(案)について
 - (5) 協議会財務規程(案)について
- 8 その他
- 9 閉会

開会 午後 7時00分

○司会（田辺明弘君）

本日は年末のご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第1回市川三郷町・富士川町新病院設置協議会を始めさせていただきます。

なお、有泉委員さんでございますが、若干遅れるという連絡が入っておりますので始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます私、事務局の田辺と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次第の2の市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約について、事務局のほうから説明をさせていただきます。

○事務局（秋山佳史君）

こんばんは。事務局の秋山です。よろしくお願いいたします。

それでは市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の規約について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

この新病院設置協議会の規約につきましては両町で協議し、確認をいただいているものでございます。

本日は時間の関係もございますので、要点のみご説明をさせていただきます。

まず第1条は協議会の設置についてであります。市川三郷町および富士川町は地域医療再生計画に基づき、峡南北部医療圏域の医療提供体制の整備、充実を図るため、市川三郷町立病院、社会保険鰯沢病院および医療法人峡南病院を統合し、2町による新病院設置に向けて協議会を設置します。

続きまして第3条ですが、協議会の担当事務でございます。

第1項といたしまして、新病院の基本構想に関すること。

第2項として、新病院の医療機能および医療提供体制に関すること。

第3項として、新病院の運営形態に関すること。

第4項として、一部事務組合の設置に関すること。

第5項として、その他新病院の設置に関し、必要な事項に関する事務を行うこととしております。

次に第4条ですが、協議会の事務局は2町の長が協議して定めた場所に置くこととしております。

第5条になりますが、委員の選出区分を決めております。

2町の町長、議会議長、議会特別委員長、議会常任委員長、議会代表者、そして学識経験者、両郡医師会長、3病院の病院長、事務長で組織することとしております。

第6条になりますが、協議会に会長、副会長を置くこととし、会長および副会長は委員となるべき者の中から互選により選出することとしております。

2ページをご覧ください。

第7条ですが、協議会において専門的な事項について意見を聴取するため、オブザーバーを参加させることができることになっております。

第8条は会議に関する規定でございますが、その3項で会長は必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができることとしております。

次に第9条でございますが、会議の運営に関する規定でございます。

会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。また、その3項で会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めることとしております。

第10条、11条は協議会に置く組織に関する規定となっております。

はじめに10条は第3条で掲げる事項を専門的に協議、または調整するため専門部会を置くことができる。専門部会の組織、運営に関し必要な事項は会長が別に定めることとしております。

次に11条は、同じく第3条に掲げる事項について必要な協議、または調整するため幹事会を置くことができる。

幹事会の組織、運営に関し必要な事項は会長が別に定めることとしております。

第12条で協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

3項になりますが、事務局に関し、必要な事項は会長が別に定めることとしております。

第13条は協議会の経費に関する規定でございますが、協議会に要する経費は2町の町長が協議の上、2町がそれぞれ負担することとしております。

第14条の監査でございますが、協議会の出納の監査は会長の属する町の監査委員に委嘱して行うこととしております。

3ページをご覧ください。

第15条ですが、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により、会長が別に定めることとしております。

第16条は、委員さん方の報酬と費用弁償に関する規定でございます。

会長、副会長、委員および監査委員ならびに第7条第1項、第8条第3項の規定により会議に出席する者は、報酬および費用弁償を受けることができるとしておりまして、その第2項で前項の報酬および費用弁償の額、ならびに支給方法は会長の属する町の例により会長が別に定めることとしております。

第18条になりますが、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めることとしております。

大変、雑駁ではございますが、以上で協議会規約の説明とさせていただきます。

○司会（田辺明弘君）

ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員（秋山貢君）

それでは1点だけ確認させていただきたいんですけど、富士川町議会の教育厚生常任委員長は秋山と申します。

私、この席は初めてなもので的外れなことをお聞きするかもしれませんが、その点はぜひお許しを願いたいと思います。

まず、平成23年9月22日付けの市川三郷町さんの意見集約について、回答書が地域医療体制調査検討委員会の委員長に出されております。その中に病院統合等による協議と並行して、

地域医療機能推進機構の運営内容の調査検討をするとありますけども、今回、設置する任意協議会では設置の目的、それから担任事務の中に、そういったことが書いていないですけども、例えばそれが、そういったことはもうしないという了解が両町でできているのか。それから、もし入っているとすれば、担任事務の第3条の5項のその他、新病院の設置に関して必要な事項、それに含まれているのか。ぜひとも久保町長さまにお聞きしたいので、ご回答をお願いいたします。

○市川三郷町長（久保眞一君）

お答えをいたします。

今、秋山さまがご質問なされましたように、特にその項が必要という場合にはこの5項に当てはまるのかなというふうに思っております。

○委員（秋山貢君）

そうすると、市川三郷町さまではまだその地域医療機能推進機構についての調査については、この任意協議会でやっていこうという意思があるということよろしいですか。

○市川三郷町長（久保眞一君）

はい。そのとおりでございます。

○委員（秋山貢君）

私どもの富士川町議会では、このことについては、もうやらないということで議会の報告を受けているんですけども、それについて両町で合意があったと。私どもの富士川町議会では承知しておるんですけども、その点について志村町長、お話をお願いします。

○富士川町長（志村学君）

推進機構の話につきましては、鰍沢病院の職員組合からもビラが出ておりましたし、市川のほうにも議会の会報みたいな形で、同じような内容のものが出ておりました。その2点については先般、医大でも協議をしたときにそういう話が出て、その後については、鰍沢病院の院長さんもそういうものは事実ではないということで、皆さん確認をされて、そこはもういいですねというお話しになっているはずだと思っております。

○委員（秋山貢君）

今、志村町長がおっしゃったとおり、うちのほうではその件については、もうしないということで今回、任意協議会のこの場に臨んでいるんですね。そのへんについては、事前協議の六者の中ですり合わせができて、しないということで、富士川町議会では納得しておりますので、またそういったお互いの合意ができていないのであれば、そのへんはぜひ共通理解を得た中で、また進めていただきたい。次回になるか分からないんですけども、そのへんについては両方で統一した見解をこの場で、皆さんの前で出していきたいと思っております。

そうであれば、そういった任意協議会も設置するということであれば、まだどこへいっていいか分からない、この場で話をしているのかちょっと分からないので話をさせていただきますけども、この病院設置を例えば25年度末までの時期に3病院統合、ここに書いてありますね、設置目的。これをやっていくんだということであれば、今後のタイムスケジュールですね。先ほどおっしゃったとおり、任意協議会の活動期間、法定協議会の移行時期、一部事務組合設置時期、病院の経営形態の協議など、今後予想される膨大な事務量があるわけではないですか。そうすると尻が決まっているわけですから、協議日程というものを具体的に決めておかないと実現がかなり難しいと思うんです。

それで六者の事前協議では、その点が合意なされて、法定協も大体こういうふうにするんだという合意はなされているのか、伺いをいたします。久保町長さんにぜひ、お答えをお願いします。

○市川三郷町長（久保眞一君）

日程、それからこれからの協議会の日程等については、いつまでにどこまでやるかということにはきちっと合意は、話し合ってはまだ、おりません。ただ必然的に、うしろの時間が決められておりますから、それはある時期までには方向を、しっかり方向づけをしなければならないということは、あえて確認しなくてもですね。この協議会の中で、しっかりお決めいただくということによろしいかと思います。

○委員（秋山貢君）

でも、私どもは任意協議会を設置するということを変、両町そうだと思うんですけども、大変重く受け止めております。途中で頓挫するなんてことは夢にも考えないわけで、これを、設置目的を成就するために任意協議会を設置するわけですから、ぜひそのタイムスケジュールも、お互いの具体的には決めていないというような、それぞれが共通の理解をしているということではなくて、具体的に日にちを決めて、この時期にはこういうことを決める、それから法定協に移行してこういうふうにするというものは、ぜひタイムスケジュールを具体的に詰めていただきたいという願いをして終わります。

○委員（秋山詔樹君）

ちょっといいですか。

市川三郷町の地域医療の委員長を務めている秋山ですけども、われわれの市川三郷町の議会では、新機構のことを調査するということになっております。新しい機構のものも調査しよう

と。

○委員（秋山貢君）

この任意協議会で。

○委員（秋山詔樹君）

そうです。任意協でも、有ろうが無かろうが一応、調査しなければならないという決定の中でなっております。たまたま先般の医大のとか、ちょっと私、病気のために出席できませんでしたから、そのときの対応がよく私には分からない面もありますけども、たぶん久保町長も、議長も、そんなことは一切なくていいという明言は、私はなかったということを聞いていますから、どっちにしてもそういうこともふまえて、協議会というものはしていかなければならない段階があると思いますから、たぶん今日は設置条例ですから、設置する中で、今、何かあったら、その部分でやっていくということですから、そのへんはやりとりで、あと設置した中で、いろんな点を協議事項等を出していけばいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。

○司会（田辺明弘君）

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（はい。の声）

それでは質問もないようですので、新病院協議会の規約についての項は終わらせていただきます。

続きまして会長、副会長の選任についてであります。

協議会規約の第6条の第2項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっておりますので、互選のほうをお願いしたいと思います。

どなたかご意見はございますでしょうか。

事務局の案としましては、選考委員会のほうを、できればここで開催していただいて決定をしていただければと思います。

2階のほうに、会議室をご用意してありますので、両町の町長様それから、両町の議会関係者の方、それから民間有識者の方々に2階のほうにお集まりいただいて、ちょっと選考のほうをお願いしたいと思うんですけども。よろしいでしょうか、そういう格好で。

(はい。の声)

では、今申し上げた両町長さん、それから議会の関係者の方、それから民間有識者の方、2階のほうへお願いしたいと思います。

しばらく会議のほうは休憩とさせていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

休憩 午後 7時17分

再開 午後 7時19分

○司会 (田辺明弘君)

それでは、協議のほうを再開したいと思います。

選考委員会によりまして正副会長が選出されたようでございますので、選考委員会を代表して富士川町の望月委員さんから、ご報告をお願いしたいと思います。

○委員 (望月邦彦君)

それでは、選考委員会の結果を報告させていただきます。

慎重審議、協議をいたしまして、会長さんには市川三郷町の町長さん、久保眞一町長さんをお願いをさせていただくことになりました。それから副会長には、富士川町の志村学町長さんに就任していただくことに決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

○司会 (田辺明弘君)

どうもありがとうございました。

それでは選考委員会の選考結果につきましては、会長に市川三郷町の久保町長さま。それから副会長に富士川町の志村町長が選任されましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは久保会長さんと志村副会長さん、前の席のほうへ移動をお願いしたいと思います。

なお、監査委員さんにつきましては、協議会の規約第14条の第1項の規定によりまして、会長の属する町の監査委員さんに委嘱することとしておりますので、市川三郷町の内藤優さま、それから中澤尚さまに委嘱することといたしますので、併せてご報告を申し上げます。

続きまして、委嘱状の交付および紹介に移りたいと思います。

委員の皆さま方におかれましては、過日、両町長から任意協議会の委員として就任依頼を申し上げましたところ、ご快諾を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは交付のほうを行いたいと思いますので、会長さん、前のほうへ。

では名前を読みますので、ご起立をお願いしたいと思います。

(委嘱状・交付)

委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

続きまして、本協議会のオブザーバーをお願いしておりますお二方をご紹介させていただきます。

はじめに山梨大学医学部附属病院、副病院長の佐藤弥さまです。本日、代理で山梨大学医学部病院経営企画室長の山田芳男さまにご出席をいただいております。

次に山梨県福祉保健部医務課長、吉原美幸さまでございます。

それでは委員の皆さま、またお二方にはこれから始まります新病院の設置のための協議にお力添えを賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に本協議会の事務局の職員をご紹介させていただきます。

(事務局職員・紹介)

それでは、ここで久保会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○会長 (久保真一君)

皆さま、改めましてこんばんは。

今日は大変お寒い中でございますけれども、新病院設置協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また先ほどは、ご委嘱を申し上げました。かなり難しい問題もあるわけでございますけれども、なんとかこの地域医療をしっかり守り、また発展させていくという大きな仕事があるというふうに思っております。

前身でありました医療体制調査検討委員会でごございましたけれども、昨年の10月13日に第1回を開きまして、今年の10月31日、第6回をもって医療体制調査検討委員会の役割が終わったかなというふうに思っているところでございますけれども、さらに協議会の設置が今日、正式に決まったわけでございまして、ある程度、時間が限られておりますから、委員の皆さまの十分なお意見を拝聴しながら、実りあるというか、しっかり方向付けができるような会の進行をお願い申し上げたいというふうに思っております。

また今日は、お二人のオブザーバーのご指導もこれから賜りたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また今日はおおぜいの、傍聴をされている皆さまもいらっしゃいますけれども、本当に寒い中でございますけれども、こうしておいでいただきまして、ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

十分な議論を尽くしていただきまして、しっかりした結論が導き出せるようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 (田辺明弘君)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、次第によりまして、今までの経過につきまして、事務局のほうで説明をさせていただきます。

平成22年の9月1日に市川三郷町・富士川町両町で、この峡南北部地域の医療の充実と救急医療体制の確保を図ることを目的といたしまして、山梨県の峡南地域医療連携協議会の北部地域の連携部会の代替組織といたしまして、地域医療体制調査検討委員会を設置いたしました。これまで述べ6回の調査検討委員会を開催いたしましたが、この間、峡南北部地域医療連携基礎調査を実施し、峡南北部地域の医療の改善方策を検討していただいたところであります。

この基礎調査のシミュレーション結果をもとに、調査検討委員会では峡南北部地域の医師の

確保や救急医療体制の整備をするためには、3病院を統合することが望ましい。

ただし、3病院の統合に対する環境が整わない場合には、鰺沢病院と峡南病院を先行して統合し、その後、合意が出された段階で3病院を統合することも選択肢の1つとするとの検討結果をとりまとめ、この検討結果を両町に提示し意見集約を求めましたところ、先般、両町からは3病院で統合という、おおむね同様の回答内容を得ました。

これによりまして、10月31日の第6回地域医療体制調査検討委員会での要請に基づき、両町で病院統合に向けた任意協議会の設置を進めることとしまして、3病院の任意協議会での参加の意向も確認できましたことから、本日の第1回市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の開催に至っております。

以上、雑駁でございますが、本協議会の設置までの経緯でございます。

続きまして、議事のほうに……。

○委員（青木茂君）

富士川町の青木茂でございます。すみません、議事に入る前に。

実は私、10月31日に開催されました地域医療体制調査検討委員会の席上、お願いをしたことが、この協議会を立ち上げるにあたっては、両町長さん、両町議会においてそのプロセスを大切に協議をした上で設置してほしいという、お願いをしたところであると理解しているんですけども、ということで、プロセスを大事にして十分、協議をしてきたというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○会長（久保真一君）

両町で六者会談、または両町長との意見交換の中でその事は確認しております。

○委員（青木茂君）

分かりました。

○司会（田辺明弘君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

次に、議事に入りたいと思います。

本日、委員24名のご出席をいただいておりますので、規約の第9条第1項に基づきまして会議が成立しておりますので、ご報告をさせていただきます。

以後の議事進行を久保会長にお願いしたいと思います。

○会長（久保真一君）

では早速になりますけども、次第によりまして議事を進行させていきたいと思います。

まずはじめに協議事項の1番でございますけども、協議会会議運営規程（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（丹沢貴広君）

丹沢です。よろしくお願いします。

では、資料の5ページをお願いします。

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会会議運営規程について、主な点を説明いたします。

第2条ですが、会議は原則公開するとしております。ただし、委員の半数以上の賛同がある場合は、公開しないことができるものとしております。

次に第5条ですが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し、議事を進めることとしております。

また第7条ですが、会長は会議録を調整することとしており、第8条では会議録および会議に提出された文書は原則公開することとしております。

以上で、会議運営規程の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○会長（久保真一君）

協議会会議運営規程（案）につきまして、事務局から説明をいただきました。

これにつきまして、ご質問・ご意見等がございますでしょうか。

もし、なければ拍手をいただいてご承認をいただいたことにしたいと思います。

（拍手）

ありがとうございます。

次に協議事項の2番でございますけれども、協議会委員等の費用弁償等に関する規程（案）につきましてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（丹沢貴広君）

続きまして、資料7ページをお願いします。

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会委員等の費用弁償等に関する規程について、この中身を説明いたします。

第2条ですが、委員等が会議に出席したときの報酬の額は日額2,400円とすることとしております。また地方公共団体の長、職員、病院長、事務長および事務局長には支給しないこととしております。

第3条、費用弁償の額ですが、会長が属する町の職員等の旅費に関する規程を準用して支給することとしております。

以上で、協議会委員等の費用弁償等に関する規程の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○会長（久保真一君）

ただいま、協議会委員等の費用弁償等に関する規程（案）につきまして、説明をいただきました。

これにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

よろしければ、拍手をいただきたいと思います。

（拍手）

ありがとうございます。

続きまして協議会の協議事項の3番でございますが、協議会会議傍聴規程（案）につきましてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（小林久高君）

小林です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料9ページをご覧ください。

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会会議傍聴規程（案）につきまして、主な点についてご説明させていただきます。

第1条の趣旨でございますが、協議会の会議の傍聴に関して、必要事項を定めるものであります。

第2条といたしまして、傍聴人は一般傍聴人と報道関係者と分けております。

第2項で、一般傍聴人の定員については30名といたしております。

第3条は傍聴の手続きにつきまして、規程をいたしております。

第4条は傍聴席に入ることができない者を規程し、それから第5条から第7条まで、傍聴人の守るべき事項について規程しております。

第8条、傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならないこととしております。

飛びまして11ページ、12ページについては受付簿の様式を示しております。

以上で、協議会会議傍聴規程（案）の説明とさせていただきます。

○会長（久保真一君）

ただいま、協議会会議傍聴規程（案）につきまして、事務局から説明をいただきました。

これにつきまして、ご質問・ご意見等がございましたらお願いをいたします。

（ な し ）

よろしいでしょうか。

では、拍手をもってご承認をいただきたいと思います。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

続きまして議事の4番目でございますが、協議会事務局規程（案）につきまして議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（小林久高君）

それでは、資料13ページをご覧ください。

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会事務局規程（案）につきまして、主な点についてご説明させていただきます。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第12条第3項の規程に基づきまして、事務局の細部について規程いたしております。

第2条、所掌事務でございますが、事務局は協議会の会議、協議資料の作成、それから庶務などにつきまして規程をいたしております。

第3条の職員等でございますが、事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置くことといたしております。

第4条、事務局長および事務局次長等の職務について規程をいたしております。

第5条でございますが、会長が決裁する事項を定め、第6条で事務局長の専決事項について定めております。

第7条では公印の取り扱いについて、会長の属する町の規程を適用し、それから第8条では職員の服務について、会長の属する町の例によることと規程いたしております。

第9条第1項になりますが、職員の給与につきましてはそれぞれの職員の所属する団体の負担とすると規定いたしております。

それから第2項では職員の旅費ということで、会長の属する町の例により協議会が支給する
といたしております。

15ページについては、第7条の公印について示しております。

以上で、協議会事務局規程（案）の説明とさせていただきます。

○会長（久保真一君）

協議会事務局規程（案）について、ご説明をいただきましたけども、これにつきましてご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員（青木茂君）

また、ちょっと古い話で誠に申し訳ないんですけども、第2回目に開かれました地域医療体制調査検討委員会で、私はなぜ市川三郷町さんからの職員の派遣が少ないのかということをご質問させていただいたことがございました。

そんなことで、今後、事務局機能をより充実させていくのではないかなと思うわけですが、そういった場合、ぜひ両町が対等に職員を派遣して充実した事務局機能を果たすということ并希望いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員（秋山貢君）

そうすると、委員もおっしゃるとおり、今、いらっしゃる地域医療体制調査検討委員会の事務局が暫定的に、過渡期だからそれまで担っているわけですけども、また別に職員を派遣していただいて、今の方と違う充実した体制で今、検討しているという解釈でよろしいですか。

○会長（久保真一君）

そのとおりでございます。

ほかにございますでしょうか。

（ な し ）

なければ、拍手をもってご承認をお願いいたします。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

協議事項の最後でございますが、協議会財務規程（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（堀口昭義君）

それでは、資料17ページをお願いいたします。

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会財務規程について、ご説明いたします。

まず第2条の歳入歳出予算ですが、協議会の予算は市川三郷町・富士川町の負担金、繰越金、その他の収入を歳入とし、協議会の執行に要する経費をもって、その歳出とするものであります。

次に第3条の予算の補正ですが、会長は協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合はこれを調整し、協議会の承認を得なければならないこととしております。

次に第4条の歳入歳出の区分であります。歳入予算、歳出予算、それぞれの款、項および目の区分につきましては19ページの別表1、2にお示ししてございます。

また当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表1および2に定める以外の款、項および目を定めることができますのであります。

次の第5条は、予算の流用および充用。第6条は、出納および現金の保管。第7条は協議会出納員についての規程となっております。

めくっていただきまして、18ページをお願いします。

第8条、決算等についてですが、会長は協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付したのち、協議会の会議の認定を経なければならないこととしております。

次の第9条は、収入および支出の手続き。第10条は、委任についての規程となっております。

以上で、協議会財務規程の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○会長（久保真一君）

ありがとうございます。

協議会財務規程などにつきまして、説明をいただきました。

これにつきまして、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

（ な し ）

よろしいでしょうか。

では、拍手を。

（ 拍 手 ）

ありがとうございます。

議事の1番から5番まででございますけども、ご承認をいただいたということで、ご確認をいただきたいと思います。

案と入っておりますけども、消していただきたいと思いますように思います。

ありがとうございました。

○司会（田辺明弘君）

次に、次第8のその他に入りたいと思います。

委員の皆さまから何かご意見、その他でございますでしょうか。

○委員（秋山貢君）

私は、10月31日の第6回地域医療体制調査検討委員会を傍聴させていただきました。その時点では、とても3病院統合に向けて協議が進むとは夢にも思いませんでした。今夜、こうして協議会の委員として、この場にいることが私自身、本当に信じられない気持ちでいっぱいなんです。一体、何があったのかなと思っているんですけども、それはぜひ会長さんにお聞きしたいんですけども、私たちはですね、8月だったと思うんですけども、厚生労働省に行ったときに、鰹沢病院がもし譲渡されるときには、現状の、現在あるすべての累積債務についてはどうするんだということを確認させていただきました。そしたら厚労省のほうで、それは精算した上で引き継ぐことになるでしょうと。ただ、最終的には全社連の判断になるということをお聞きしました。

それから、もう1点。鰹沢病院に勤務する職員を承継する場合には、新しい病院の運営形態に関わるんですね。全社連がいったん退職して、当然、退職金も支給して、その上で新たな組織での採用という解釈でいいかということを確認したら、そのとおりであるということも2点、

確認させていただきました。

今回、3病院統合したときには、市川町立病院の累積債務、あるでしょう。それから病院の職員の方については、やはりそういうふうに鰺沢病院と同じ対応になるのか。先ほど両町の町長さんで十分協議なされたというお話なので、その点についてもし合意されているのであれば、会長さまに教えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○会長（久保真一君）

まだ、その部分についてはまったくふれておりません。年が明けて、本格的な協議が1月、できるだけ早い時期に開かせていただきたいというふうに思っているんですけども、本格的な協議につきましては、1月に入って本格的な協議をしていただくということになるかと思っていますところでございます。

○委員（秋山貢君）

ありがとうございます。

会長、ぜひオブザーバーでいらっしゃる医大の山田さま、それから吉原課長さまにご見解をお示しいただければありがたいので、ご質問させていただいてよろしいでしょうか。

もし差し支えがあるということであれば、質問のほうはやめさせていただきます。

○委員（村松武人君）

先ほど厚生省へ行ったときという、売却等々の話が出たんですけども、私ども実は先月、行ってきたんですけども、そのときには厚生省の段階では一切、まだ金額的なことも出ておりませんし、売るということもまったく明確にはなっておりませんと。もし、そういう表現が起きたりしても、これはあくまでも入札でやるんでありますから、そのへんは今の状況では、まったく事実ではないと。ですから見解が違うんですよね。ですからまだ、今日はその話をする段階ではないので、やはり国の機関にもう一度、聞きに行く段階ではないと。先々の話をちょっと煮詰まらない。

以上です。

○会長（久保真一君）

はい、お願いします。

○委員（秋山詔樹君）

先ほどから質問が出ているんですけども、そういうことを今から論議するのがこの協議会なんです。だからこそ設置しているということを忘れては困るということと、今、医大の先生とか県関係ですね、いろんな質問をするというのは、まだ時期尚早だと思います。ですからそういった点をふまえながら、また先ほど新しい機構に対しても、いろんな論議をしなければならいでしょうということに私が言ったのは、買うということになっても、その機構を調査しなければ、買うことができないわけです。そういう手順と順序があるということをきちんとわきまえての質問でなければまずいと思います。

○司会（田辺明弘君）

秋山委員、よろしいですか。

○委員（秋山貢君）

1点ですね。その地域医療推進機構について市川三郷町さま、これから内容も検討をしていかなないと、判断材料としての確な判断ができないということでおっしゃったように・・・。

○委員（秋山詔樹君）

だから、この協議会自体でもふれなければならない、登竜門が出てくるということです。

○委員（秋山貢君）

そういうふうなお考えということですよ。私どもは、志村町長の説明の中については、医大さんに行ったときにも、しないという判断をいただいたという中で説明を受けて、この場に臨んでおるので、そのへんは見解の違いということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○司会（田辺明弘君）

ほかにございますでしょうか。

はい。

○委員（市川淳子君）

すみません、ちょっと分からないので教えてもらいたいんですけども、専門部会というのは、私たち委員がそれぞれ属するということですね。

○司会（田辺明弘君）

専門部会の委員構成につきましても、今後、両町で協議させていただいて、また次になるか分からないですけども、この協議会のほうで提示させていただくような格好になるかと思えます。

○委員（市川淳子君）

これはそちらのほうで、誰々さんはこの専門部会ということで配属されるということでしょうか。

○司会（田辺明弘君）

大体、そんなような格好になるかと思えます。現在、まだ具体的なことは申し上げられませんが、よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

（ な し ）

では、ないようでございますので、協議会のほうについては閉じさせていただきます。

それでは以上をもちまして、第1回市川三郷町・富士川町新病院設置協議会のほうは終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午後7時56分

第1回 市川三郷町・富士川町新病院設置協議会 出席者

平成23年12月27日

【 委 員 】

久保眞一	志村学
松野清貴	望月邦彦
秋山詔樹	齊藤正行
内田利明	秋山貢
村松武人	市川淳子
溝部政史	小野正貴
河西常元	芦沢武美
石原一元	青木茂
有泉志づ子	堀内春美
河野哲夫	中島育昌
小川伸一郎	久保欣史
大間辰雄	中村隆弘